北ア広４第 305 号
令和４年７月 28 日

地域密着型サービス事業所開設者　様
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者　様

北アルプス広域連合
広域連合長　牛越　徹
（公印省略）

令和４年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書の提出について（通知）

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、御礼申し上げます。

令和４年 10 月より介護職員等ベースアップ等支援加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 19 号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」」（平成 12 年厚生省告示第 21 号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）及び「厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）に定める介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和４年６月 21 日付け老発 0621 第１号厚生労働省老健局長通知）に基づき、下記により計画書を提出してください。

記

１　提出書類　地域密着型サービス・総合事業共通

＜令和４年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算計画書を既に提出済みの事業者＞

① 令和４年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算計画書チェックリスト
② 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算計画書（様式２－１）※ベースアップ加算に係る記載のみ
③ 介護職員等ベースアップ等支援加算（施設・事業所別個表）（別紙様式２－４）
④ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）
⑤ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１、別紙１－２）

＜令和４年度介護職員処遇加算及び介護職員等特定処遇改善加算計画書について未提出の事業者（10 月から処遇改善加算・特定処遇改善加算を算定する事業者）＞

① 令和４年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算計画書チェックリスト
② 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ

等支援加算計画書（様式２－1）
③ 介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式２－2）
④ 介護職員等特定処遇改善加算計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式２－3）
⑤ 介護職員等ベースアップ等支援加算（施設・事業所別個表）（別紙様式２－4）
⑥ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙２）
⑦ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１、別紙１－２）

２　提出部数

１部

３　提出期限

令和４年８月３１　日（水）（必着）

４　提出先

北アルプス広域連合介護福祉課介護保険係
〒398-0002　大町市大町 1058-33　北アルプス市町村会館内

５　留意事項

- 令和４年度当初に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算計画書を提出いただいている場合は、介護職員等ベースアップ等支援加算に係る部分についてのみ記載した計画書を提出してください。
- 厚生労働省より計画書の記入要領が示されていますので、必ずそちらをご確認のうえ計画書を作成してください。
- 厚生労働省通知、県ホームページ等を十分ご確認いただいた上で、お問い合わせいただきますようお願いします。

５　各種通知・様式について

以下ホームページに掲載していますのでご確認ください。
〇北アルプス広域連合（下記 URL「指定申請」関係のページ最下段に掲載されています。）

http://www.kita-alps.omachi.nagano.jp/gyoumu/kaigo_siteisinsei.html

※ＨＰの掲載については８月３日以降となります。ご承知ください。

〇参考：県ＨＰ「介護職員等ベースアップ等支援加算について」

https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/baseup.html

北アルプス広域連合
担当：介護福祉課介護保険係　麻田　太田
電話：0261-22-7196　FAX：0261-22-7011